

ひとり親家庭を応援します。

対象講座の追加と一部講座の支給上限額の引き上げがされました！

能力開発・資格取得で就労応援します

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、仕事をする上で、資格取得や能力開発をするために、就労相談を通じて、指定した講座を受講した後に自立支援教育訓練給付金を支給します。

<対象>

八尾市内にお住まいの母子家庭の母・父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす人

- ① 20歳未満の子どもを扶養していること。
- ② 八尾市で児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあること。
- ③ 講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められること。
- ④ 自立支援教育訓練給付金を過去に受給したことがないこと。

<対象講座>

- ① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定講座
- ② 雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定講座
- ③ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座

※受講開始前にご相談ください。

※②と③は、専門資格の取得を目的とする講座が対象です。

(講座のパンフレット等でご確認ください)

<支給額>

本人が支払った費用の6割相当額

- ①と②の指定講座 上限20万円
- ③の指定講座 上限最大80万円(修業年数(最大4年)×20万円)

※ 1万2千円を超えない場合は支給されません。

※ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方はその支給額との差額になります。

<申請について>

事前の相談が必要です。**※予約制**（就業経験や資格取得の計画などをうかがいます。）
事前相談にお越しの際は、以下のものをご持参ください。

- ・八尾市児童扶養手当証書
- ・講座の内容がわかるパンフレット

なお、講座指定申請に必要な書類は、事前相談の際にお知らせいたします。

<利用の流れ>

1 講座指定に必要な書類を提出してください。

事前相談の内容、提出書類を元に審査をいたします。結果は、書面でお知らせいたします。
書類提出後は、受講申込みを進めていただいてもかまいません。ただし、審査の結果によってはご利用いただけない場合もあります。

2 講座を受講してください。

3 講座修了日の翌日から30日以内に「給付金支給申請書」を記入の上、必要書類を添えて提出してください。審査後、支給の決定をします。

4 支給決定が決まれば、審査結果と合わせて、請求に必要な書類を送付します。必要事項を記入のうえ提出してください。必要書類提出後、不備がなければ1ヶ月程度で給付金を振り込みます。

※雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格がある方は、3の手続きの前にハローワークで受給手続きをしてください。

<注意事項>

- ・指定申請は、必ず受講講座の開始前(通信教育の場合は申込み前)に行ってください。
- ・支給申請時においても、対象者の要件を満たしている必要があります。
- ・一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、高等職業訓練促進資金貸付金は受けられなくなります。

詳細については、お問い合わせください。

【 問合せ・申込先 】

子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」
住所 八尾市本町2丁目4番10号（八尾市社会福祉会館2階）
T e l : 072-924-9892
F a x : 072-924-8685
e-mail : mirai@city.yao.osaka.jp

令和元年8月作成：八尾市こども未来部子育て支援課

子育て総合支援ネットワークセンター